

## 第5編 行訴43条

### 第1章 行訴43条1項

行訴43条1項	民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第9条及び第10条第1項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。
---------	---

行訴43条1項では、民衆訴訟・機関訴訟のうち処分又は裁決の取消しを求めるものに準用される規定が挙げられています。

民衆訴訟・機関訴訟（客観訴訟）ではあるものの、その請求内容は「処分又は裁決の取消しを求める」わけですから、取消訴訟と類似の訴訟となっていると言えます。そのため、取消訴訟の一部の規定を除きそのほとんどを準用することとされました。

#### ■行訴43条1項により準用されない規定

条文番号	条文見出し	準用されない理由
9条	原告適格	いずれも「(自己の) 法律上の利益」に関する規定であり、客観訴訟である民衆訴訟・機関訴訟には馴染まないから。
10条1項	取消しの理由の制限	

### 第2章 行訴43条2項

行訴43条2項	民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第36条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。
---------	---

行訴43条2項では、民衆訴訟・機関訴訟のうち処分又は裁決の無効の確認を求めるものに準用される規定が挙げられています。

民衆訴訟・機関訴訟（客観訴訟）ではあるものの、その請求内容は「処分又は裁決の無効の確認を求める」わけですから、無効等確認の訴えと類似の訴訟となっていると言えます。そのため、無効等確認の訴えの一部の規定を除きそのほとんどを準用することとされました。

#### ■行訴43条2項により準用されない規定

条文番号	条文見出し	準用されない理由
36条	無効等確認の訴えの原告適格	「法律上の利益」に関わる規定であり、客観訴訟である民衆訴訟・機関訴訟には馴染まないから。